

第1回甲斐市総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成27年4月30日(木)
- 2 場 所 甲斐市役所 新館2階 教育委員会会議室
- 3 開 会 午後2時00分
- 4 出席者 保坂武市長、勝村秀彦教育長
柳本博美職務代理者、清水學委員
長田明美委員、新海宏子委員
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 事務局 奥野経雄教育部長、長田隆教育総務課長
久保欽一教育総務係長、樋川瑞穂教育総務係員
- 8 市長あいさつ
- 9 教育長あいさつ
- 10 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要について
- 11 協議・調整事項
 - (1) 総合教育会議の運営について
 - (2) 教育大綱の策定について
- 12 その他
- 13 閉 会 午後3時05分

○開 会
事務局

○市長挨拶

市 長 ご苦労さまでございます。お忙しい時間帯、いつも定例的に教育委員会を開いていただきましてありがとうございます。一言挨拶させていただきます。平成27年4月1日から、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されまして、教育委員会制度が見直されたところでございます。今回の法改正の要点は、委員長と教育長を一本化した新教育長の任命、教育大綱の策定、それから市

長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置、この三つとなっておりまして、甲斐市では4月から新教育長を任命させていただき、県内の市としては中央市と甲州市と共に、山梨県の先陣を切って新制度に移行させていただいたところでございます。大綱についても、甲斐市としてはすでに創甲斐教育推進大綱という名で行ってきております。しかも昨年見直しをし、今年度以降5年間の施策及び成果指標を設定したところであります。教育委員会とは昨年数回の懇談会を実施させていただいて、意見交換なども行っておりますが、今後は法律で設置を義務付けられた総合教育会議が常設されたことで、より一層意思の疎通を図りながら、教育施策の方向性を共有しまして、連携して教育行政を推進していきたいと思っておりますので、引き続き先生方のご指導を賜りたいと思っております。私どもも慣れておりませんので、ぜひ共に意見交換しながら、より良い甲斐市の教育行政を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○教育長挨拶

教育長

それでは、第1回目の総合教育会議ということですので、教育委員会側として、ご挨拶させていただきます。この総合教育会議でありませんが、教育行政が円滑である自治体は、その自治体の長と教育委員会とが情報交換を密に行っているというような観点が、この会議を設置することとされた考え方の原点ということでございます。甲斐市ではこれまでも市長にご配慮いただく中で、そうしたテーブルは事実上用意されておりましたが、法律に裏打ちされた形でこうした場が設けられることになったことは、歓迎されることだと考えます。国際化や情報化が進展する一方、少子高齢化社会を迎え、また、更には、確実に人口減少期に入ったとされておりますが、単に人口が減っていくという問題ではなくて、社会や生活の変化にもたらす影響は、予測しがたいものがあるように思いますので、これからの子供たちは、ますます変化の激しい社会を生きて行かなくてはならないと感じます。そうい

う中で、様々な教育課題にしっかり対応していくには、市長と教育委員さん方との意見交換が密になされ、様々な分野で共通認識をもちながら、連携していくことは、大変有意義であるというふうに思います。私たちの使命は、子供たちの人間としての総合力を高め、「社会で生きる力を育てること」であると思っております。そのための「創甲斐教育」の実現に向けまして、更なる前進が図れるようにつとめて参りたいと思いますので、今後ともご指導いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要について

(事務局より法改正の趣旨を説明)

事務局

質問、ご意見はございますか。

市長

何か事件が起きた時に教育長に責任があるのか、今度は市長に責任があるのか、今までそのような責任を問われるような事件はないですよね。

教育長

今のところは無いです。

市長

そのようなことがあった場合に今度は最終的に市長に責任があるのですか。

事務局

今までどおりです。教育委員会に責任があります。ただ、大津のような事案が発生した場合、市長にもこの会議を早く開くという責任は出てまいります。

市長

今まではいじめが起きて、亡くなってしまったりした場合に、学校がもっと早く気が付いて対処すればと学校長が怒られたり、監督していない教育委員会がだめだとか、みんなで謝る、大津もそういうことだったんでしょうね。ああいうことになると、市長と一緒に謝るということですか。

事務局

あくまで教育委員会です。いじめ防止対策推進法は、教育委員会や学校でも「いじめ防止基本方針」を作っていますから、迅速に対応しなければならないということになります。

市長

社会教育とか生涯教育とか、そういった面で何かあった場合にはどうですか。

- 事務局 その場合についても、教育委員会ということになります。
- 事務局 「最終的な決定権限は教育委員会に留保されております」ということ
ですから、教育委員会の責任というものが一番最初に公表されるとい
うことになります。
- 事務局 基本的にこの法律が出てきた流れとすれば、大津の事件で教育委員会
の迅速な危機管理能力の不足が指摘され、市長が教育行政に関与で
きないことが問題となりました。しかし、教育は特定の思惑や考え
で大きく左右することがあってはならないということで、今までど
おり教育委員会が教育行政を担い、市長が関与できることを明確に
したということです。本市においては今までも情報交換や意見交流
をしながら教育行政を進めて参りましたので、今まで通りというこ
とです。
- 事務局 ほかに質問、ご意見はございますか。なければよろしいでしょうか。
- 一 同 異議なし。

○協議・調整事項

(1) 総合教育会議の運営について

- 事務局 本来は、主催者であります市長に進行をお願いするところでございま
すが、本日は初めての会合で内容も新しいことが多いということで本
日に限っては事務局で進めさせていただきたいと思えます。よろしく
お願いいたします。
- (事務局より資料説明)
- 事務局 質問、意見はございますか。
- 市 長 議事録の公表はどこからでしょうか。協議・調整事項からですか。
- 事務局 全てです。開会から始まりまして、市長あいさつ、教育長あいさつか
らです。
- 教育長 今、5ページで規程を説明させていただきましたが、3ページにその
基になる法律のほうの総合教育会議に関する条文がありまして、基本
的なことは法律で決められています。一番下の9項になりますが、前
各号に定めるもののほか、とありますので、市独自に細かい規程を定
めておいたほうが良いだろうということで、ご提案をさせていただき

ました。これに漏れがある場合には、付け加えていきたいと思いますので、ご検討をお願いいたします。

委員 この会議の回数ですが、私が聞いたところ甲州市は2回程度、という話でしたが、他の市はどのくらいでしょうか。

教育長 先般も、他市の教育長さん方とお会いする会議がありましたが、とりあえず感触としましては、まだ具体的な日程も決まってないところもありまして、5月に入って1回目をするのかなというところがほとんどですが、今、委員さんがおっしゃったとおり、年に2回から3回くらいということはおっしゃっていました。今月新聞にありましたが、県では第1回目をやって、あと北杜市でやったかどうか具体的にはわかりませんが、甲斐市は早いほうです。今後各市町村で随時始めてくれば、会の運営の仕方とか、中身のほうも参考にさせていただきたいと思っております。

委員 甲斐市は3回ということで、今の説明にもありましたが、積極的に位置づけられているということはとてもいいことじゃないかなと思います。

事務局 先ほどの目安ということで、緊急事態があれば開催します。

事務局 あるいは委員さんからの申し出によって召集をお願いするというのも可能です。

事務局 3ページの3番に地方公共団体の長が召集とあります。その下に4番で教育委員会も首長に対して会議の招集ということでお願いできますので、緊急時に何かありましたら、こういう形で会議が開催できると考えております。ということで回数は特別限定しておりません。

事務局 今、私のほうで目安として、学校訪問を終えて1学期過ごした中で、8月くらいに一度学校の様子を市長と意見交換をしたらどうか、あとは予算編成前くらいに教育委員さんの中で、教育行政としてこういう予算が必要ではないかと、そんな意見交換ができれば、と思っておりますが、それ以外で委員さんのほうでお気づきな点があれば随時開催することは可能でございます。

委員 総合教育会議の中身として取り扱われるものは、緊急時、またはいじめ、その他子どもたちの生命に関わる時のもので、こういった組織を

作り上げていくというのも一つですが、教育大綱を作成するに当たり、5年を目安にやっているのですが、それが、年次で細かいところの変更とか、目標数値の変更とか、もしそういった部分についての話し合いをするのであれば、3回では出てこないと思います。3月の時点で年度のまとめがあり、大綱の見直しをするという時期が必要になるので、全く中身を変えないというのであれば必要ないと思いますが、場合によっては年度の終わりに次年度に向けて検討する会議を持つ必要があるように思うのですが、そういう場合は臨時的に会議を開催する予定がありますか。

市長
事務局

11月の会議はどんな内容なものがありますか。

予算の関係で委員さんのほうからこういうものを予算編成できないかというような内容で予定しています。

市長
委員
事務局

いつは何をやるということを決めておくといいですね。8月は意見をいただく、11月は予算に向けてこういうことをやるというように。予算と教育大綱についての反省的なものも出てくるといいますからね。4月は各課から創甲斐教育のいろいろな実績が上がってきますので、報告しながら議論してもらいたい。8月は学校訪問で学校の様子、生徒や先生の様子等を市長に報告がてら意見交流していただきたい、11月には予算編成にあたりますので委員さん方のそれぞれの思いでこんな予算は付けられないかとか、こんなことを考えているんだが、といった協議・調整を市長に提言をいただきたいと思います。

委員

今のような大綱などの見直しなどがあれば、先ほどの4項にあるように会議を招集するというところで、基本的には3回をベースに置いて進めていくという考えで良いですね。

事務局

それをお願いします。

委員

そして今市長が言われたように、基本的な3回は簡単な内容を明らかにしておくということが必要かと思います。

事務局

はい、そのように致します。

事務局

ほかに質問、ご意見はございますか。

一同

異議なし。

(2) 教育大綱の策定について

(事務局より資料説明)

- 事務局 ただいまの教育大綱の策定ということで、法律では定めるものとするという義務的な形になっておりますが、今説明がありました6ページ④で示しておりますとおり別途の大綱の策定は必要ないということで本市には創甲斐教育推進大綱がございます。これにつきましては、国の教育基本推進計画、新やまなし教育振興プラン、甲斐市総合計画等の中身を踏まえた中で作成されたものでございます。たまたま10年の後期ということで、できたてでございますが、5か年の計画が策定されたばかりでございます。事務局のほうからはそれを、法に基づきまして大綱に代えるということで提案がありましたけれども、その中身についてはいかがいたしましょうか。質問、ご意見はございますか。
- 委員 これについては、示されている通りで良いと思いますが、語句の中に大綱の変更という言葉がありますが、変更という語句の範疇がどの程度のものなのか、気になっているのですが。
- 教育長 大体どの法律にもいわゆる逐条解説のようなものが出てきます。変更の範囲、これは軽微なものだからいい、といったようなことはこれから出てくると思います。まだ細かい基準ができていないですね。
- 事務局 大きい字句の訂正で私どもが想定しているのはやはり前年度行いました大綱の見直し作業、これを想定していまして、その下に下がっている保育園では何をします、といったような部分につきましては、各課の中でやっていただきますのでここに謳い込んでおりません。ただし、国の文科省のほうでがらっと制度が変わってしまう、計画はあったけれども、それでは成り立たない、急きょ、がらっと変えていきますというようなことがあった場合には、変更ということで考えなければならないと思っております。
- 市長 最近「道徳の時間」を入れるというのがありますね。大臣が言っていますね。
- 委員 特別な教科ということで入れるようです。

事務局 2年後は小学校、3年後は中学校となっておりますから、その折にこれとの食い違いが出た場合には変更をする可能性があります。

委員 そういった制度的なもので、ある部分を削除し、新たな文言を加えて文章化するという点についてはいいのですが、細かなものは変更にあたるのかどうか、数字的なものがちょっと変わるとか、要するに、総合教育会議で検討や協議するようなこと、というのほどこまでのものなか、そんな範囲にすることがこれからの話題になる部分なのかなと思います。スタートしないとわからないですね。

教育長 市の中で一番大きな計画というのは総合計画があります。教育委員会ではこの大綱ですが、基本的には5年スパンで計画を作るとしますよね。もしそれを変えたとすれば、県が新やまなし教育振興プランを昨年作ったばかりですが、今回知事が変わったので見直しをしなければいけないだろうということで総合教育会議の中で議されたという話を聞きました。だから、変更するというのはいくらも大きな変換期であって、あとのものは修正という範囲のものかなと思います。

委員 この会議がどこまで協議するのかにより、意見の内容、考え方が変わってくる、我々が会議に出席する時の心構えという部分で、自覚しておく必要があるのかなと思います、発言させていただきました。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。大綱の変更等々につきましては、もう少し、法の解釈を進めてご報告をさせていただきたいと思います。教育長が言われたように、柱となる国や県の大綱等の見直し、変更があったようなものだと解釈をしていましたが、その範囲については不明な部分もありますので、調べてみたいと思います、よろしく願いいたします。それでは基本的な部分に移りますけれども、この創甲斐教育推進大綱を教育大綱ということで置き換えて進めさせていただく点についてはよろしいでしょうか。

教育長 この大綱を定めたら公表するとありますが、創甲斐教育推進大綱をこの法律に基づく教育大綱とします、という公表をするということでしょうか。

事務局 ホームページで公表します。

教育長 その下に「創甲斐教育推進大綱をもって置き換えました」ということを付け加えるとかね。

事務局 何らかの形で、公表したいと思います。

事務局 ほかに質問、ご意見はございますか。なければよろしいでしょうか。

一 同 異議なし。

○その他

全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いについて

(事務局より資料説明)

事務局 公表の取扱いは昨年同様とさせていただきたいという確認をお願いしたいと思います。ちなみに教育委員会では確認行為を終わっております。

教育長 各学校の公表は点数や順位に変えて、全国平均に比べて、やや低かったとかやや高かったとかそういう表現で置き換えるということですね。

事務局 調査結果について、というところを見ていただければわかりますが、「全国と比べて目立った隔たりは見当たりません」とか、「やや高い正答率でした」という記載で、点数、順位等に寄ってはおりません。

委員 4番で「また、」とあるのは、昨年はこの上の3番の①から③のみで4番はなかったのでしょうか。家庭でできること、学校でできること、その調査結果はどうなののでしょうか。

教育長 例えばA小学校の調査結果を見ますと、テレビ、ビデオ等を長時間使用している児童の割合が高いとありますね。その下には学校で取り組んでいくこと、家庭で取り組んでいただきたいこと、とあります。

委員 各学校ともそこまで触れているわけですね。

教育長 記述は違いますけれども、こちらで指定した項目は皆触れていると思います。

委員 むしろ、保護者、地域の人にはこちらのほうに目を向けてほしいと思います。大事なことですよね。

教育長 はい、そうですね。先般21日に実施され、翌日ぐらいに山日から問い合わせがあり、新聞に簡単に載ったのですが、公表するというところ

るもいくつかあったのですが、それは点数を公表するというのではなくて、こういった形での公表だと思います。それから、ちょっと気になったのは、昨年教育委員さんにいただいた意見ですが、学力テストの前に順位を上げるための授業が行われたり、プリントが行われたりというようなことを心配する意見があったということです。現に今年大阪府で高校の内申にこれを取り入れるという話で、これを受けて大阪市が過去問のプリントを事前に配ってやり続けたということもあったので、やはりそういう恐れもあるということは確認をしたほうがいいですね。

委員 我々もこの学力テストというものをやった経験があつてその時に補習授業をしたんです。

事務局 対策をしたんですか。

委員 対策をしました。双葉西小が過去において学力優秀校で表彰されています。全国的な表彰です。あの地域は文教地区のような形で非常に学力が高かった、我々よりずっと前の明治の時代です。ですから我々の時代も学力テストはありました。

市長 知能テストではないんですか。

委員 知能テストも毎年ありますが、それとは違います。だから、今このような形で、読み、書き、算数ができるというのは、うんと練習すればできるようになるからこれでいいと思いますね。そこからもうちょっと深めて論理的に物事を突き詰めて、結論を出して、どう到達しているのかという思考過程を今は大事にしているから、これはとても大事なものです。その中で気になるのは、学習時間が短いと言って家庭に協力してくれと、各学校が家庭に協力していただいた結果をまとめて検証をしているかどうか。投げかけだけして、何もせずに結果を公表できない。例えば課題になっている項目は非常にうまくまとまっていると思います。ここに数値的なものを提示すると親に対してインパクトがあると思います。家で3時間以上ゲームをやっている子はただ「多い」、だけではなくて、何パーセントとか、そういう表記をしてそのうえで学力テストの結果がこうだと言うと、意外に改善策につながっていくかもしれないので、PTAの総会のような機会に提示した

らいいのではないのでしょうか。

教育長 試験のほうは点数を入れてはだめですが、そちらのほうは数字を入れて具体的なほうがいいと思いますね。

委員 基本的な生活習慣のほうはね、きっちりしたほうがインパクトがありますよね。そしてこう改善が図られた、その結果がこうでしたっていうと相関性があることが如実にわかるような、そんな感じになってくるといいなと思います。

事務局 それでは、基本的な部分の公表・公開につきましては昨年ご確認いただいたものを踏襲させていただきまして、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

事務局 その他でございますが、委員さんのほうから何かありましたら、お願いします。

委員 一つよろしいでしょうか。教育大綱のリーフレットが各家庭に配られていますよね。これの活用をして中身を知っているという人はすごく少ないと思います。PTAの総会にこのリーフレットを親が持参して、それについて、校長がこういう学校教育をしていく、うちの学校ではこんな特徴的なことをしていますと、そんな形に持っていけないものかなと、そうすれば親はこれを見たりする機会になるのではないかなと思っているのですが。せっかく出しているものが活用されるのではないかと思います。16校会などで呼びかけていただければ、と思います。甲斐市の教育全般について網羅されていますので、見ている人は少ないと思いますので、見る機会につながればと思います。

教育長 PTAの総会で持ってきてもらうのは難しいと思いますが、校長先生がこれに触れることでまた家庭に戻って目を通してくださいと言うだけでも違いますね。

委員 総会はこれからですか。

委員 もう終わってしまいましたね。

委員 今後そういった機会があったら、お願いします。

教育長 総会じゃなくても、16校会がありますね。その時に校長先生方にお問い合わせをして何か機会があるごとに触れて見てください。

事務局 承知いたしました。有効活用できますように周知等、校長先生を通して
お願いしていきたいと思います。

事務局 ほかに質問、ご意見はございますか。なければよろしいでしょうか。
一 同 異議なし。

○閉 会
事務局

閉会時間 午後 3 時 0 5 分